

計画の基本理念

だれもが心身共に健康に暮らすために、市民一人ひとりの主体的な「健康づくり」の観点が重要となります。また、安心して子どもを産み、健やかに育てられるよう、「子育て」の観点が重要となります。さらに、健康を維持し、新たな危機への的確な対応を通じて「安全」を確保するとともに、それが市民の「安心」へとつながることが必要であり、「安全・安心」の観点が重要となります。

本市は保健所政令市となり、市民の「子育て」や「健康づくり」と「安全・安心」にかかわる行政サービスを総合的に担うこととなりました。このため、現総合計画(平成10年度～平成22年度)における柱の1つである

『健康で安心して暮らせるまちづくり』

をこの計画の基本理念とし、健康づくりに関する総合的な取組を進めます。

計画の目標

基本理念『健康で安心して暮らせるまちづくり』に向けて、「子育て」「健康づくり」「安全・安心」の観点から、次の8つの目標を設定します。

子 育 て

- 1 「子の健やかな成長」に関する目標
安心して出産・子育てでき、子どもが健やかに成長できるまちをめざす

健康づくり

- 2 「生活習慣」(食生活、運動、健診)に関する目標
自ら健康管理を行えるまちをめざす
- 3 「こころ」に関する目標
こころの病や障害をこえて、すべての人がこころ豊かに暮らせるまちをめざす

安全・安心

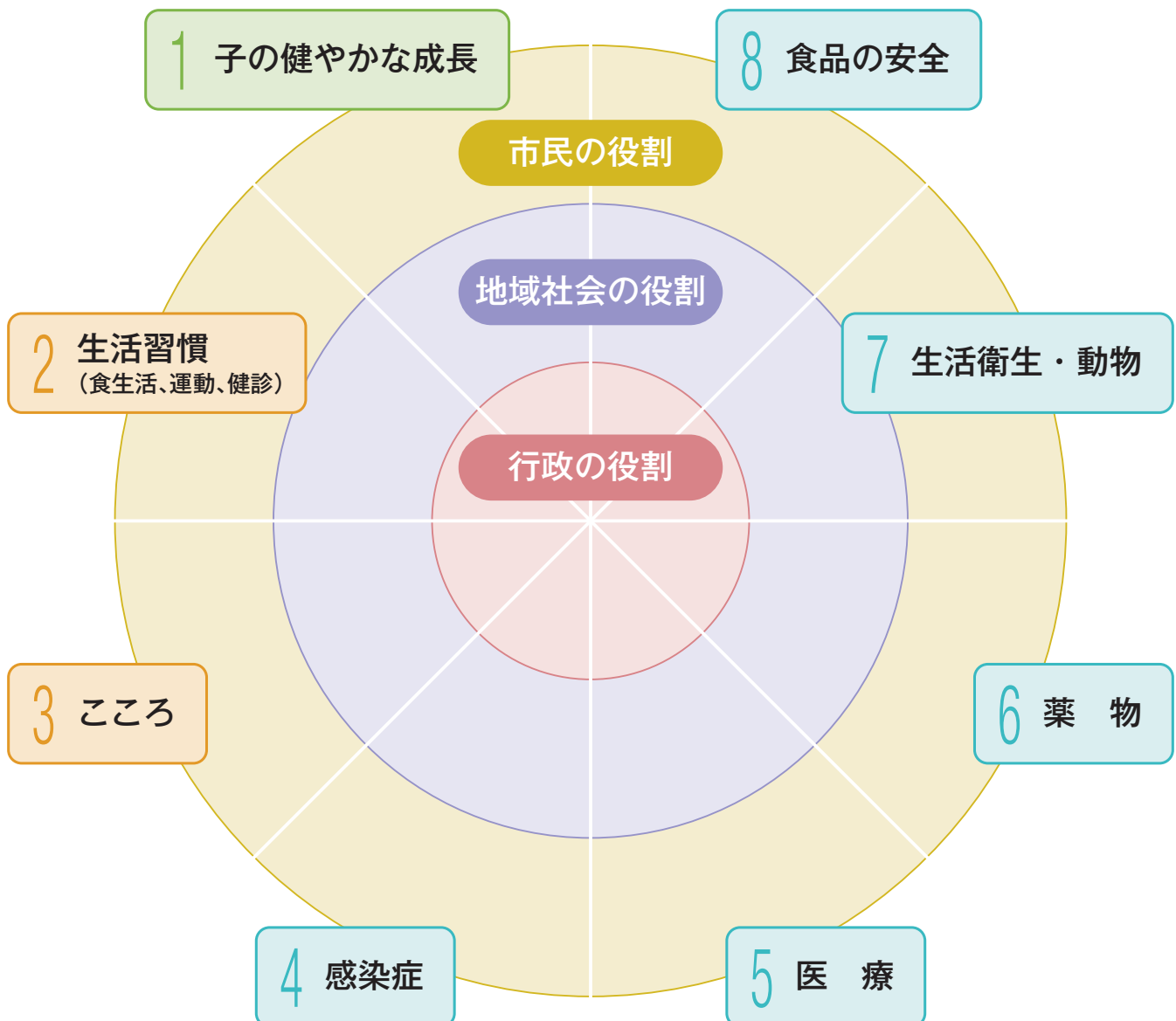
- 4 「感染症」に関する目標
感染症を予防し、感染拡大を防げるまちをめざす
- 5 「医療」に関する目標
安心して地域で医療を受けられるまちをめざす
- 6 「薬物」に関する目標
薬物による健康被害のないまちをめざす
- 7 「生活衛生・動物」に関する目標
安全で、衛生的に暮らせるまちをめざす
- 8 「食品の安全」に関する目標
安全・安心な食生活をいとなめるまちをめざす

計画の戦略及び基本方針

前記の基本理念のもと、市民、地域、職域、各種団体、行政などが行う役割を明確にし、協働・連携による健康づくりを推進するため、以下の3つの基本方針を定めます。

- 1 「市民」の基本方針
市民が主体的に自分の健康を守り、健康寿命を延ばす
- 2 「地域社会」の基本方針
地域全体で、健康づくりを支援するための体制を整える
- 3 「行政」の基本方針
市民の健康と生命を守るための健康危機管理体制を整える

健康事業の観点と、「市民」「地域社会」「行政」の役割のイメージ図

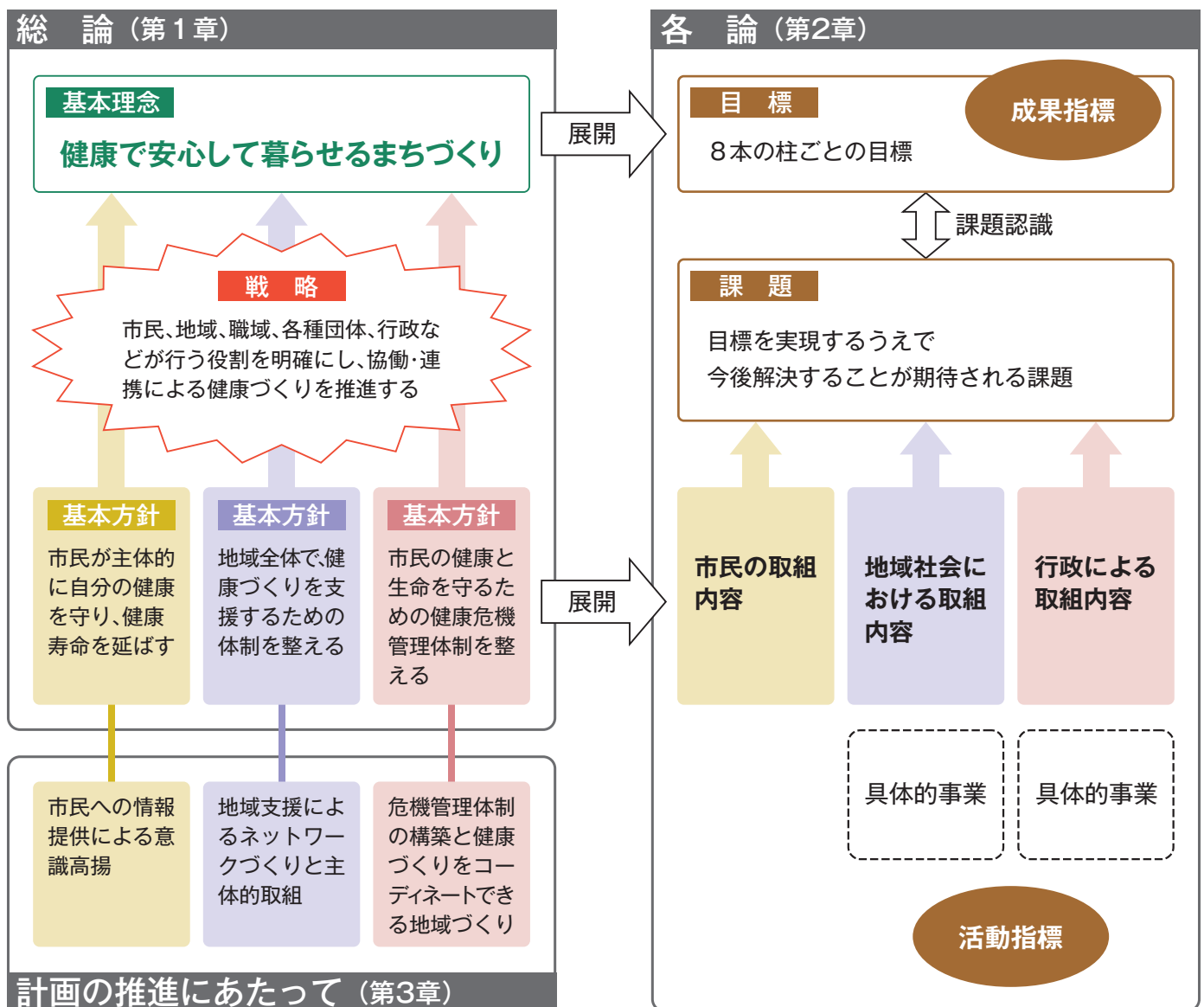


計画の構成について

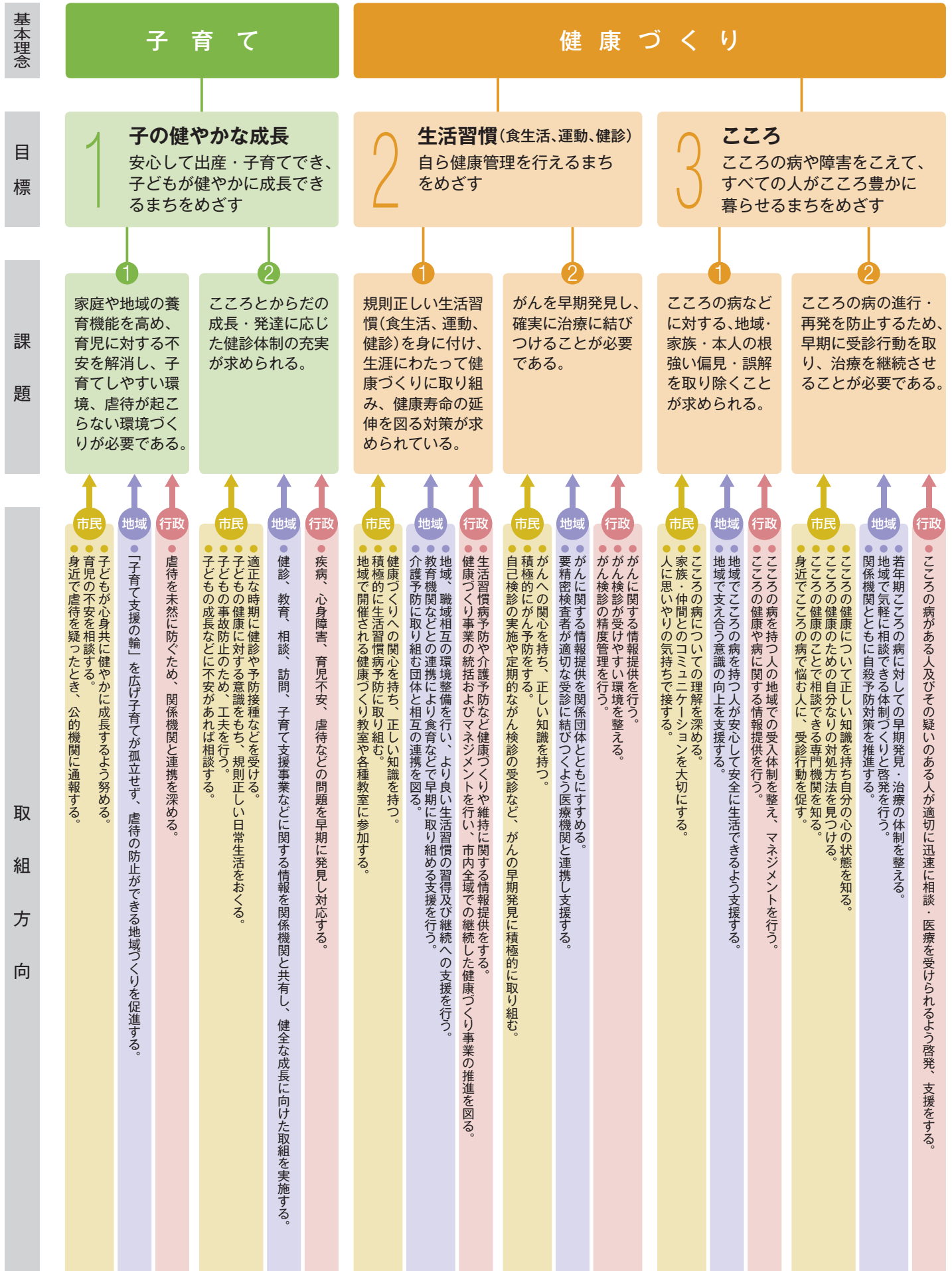
「総論」の考え方にに基づき、具体的な取組の方針や内容を「各論」に示します。「各論」では、総論で設定した8つの「目標」ごとに課題を抽出し、総論の中の3つの「基本方針」に対応する形で、市民、地域社会、行政、それぞれの取組を表します。

また、目標に対応するよう「成果指標」を設定するとともに、課題ごとの取組内容に対応する「活動指標」を設定します。

これらの「目標」「課題」「指標」については、四日市市の業務棚卸表との整合性を図りつつ、計画の評価や事業の進行管理を行います。



施策の体系

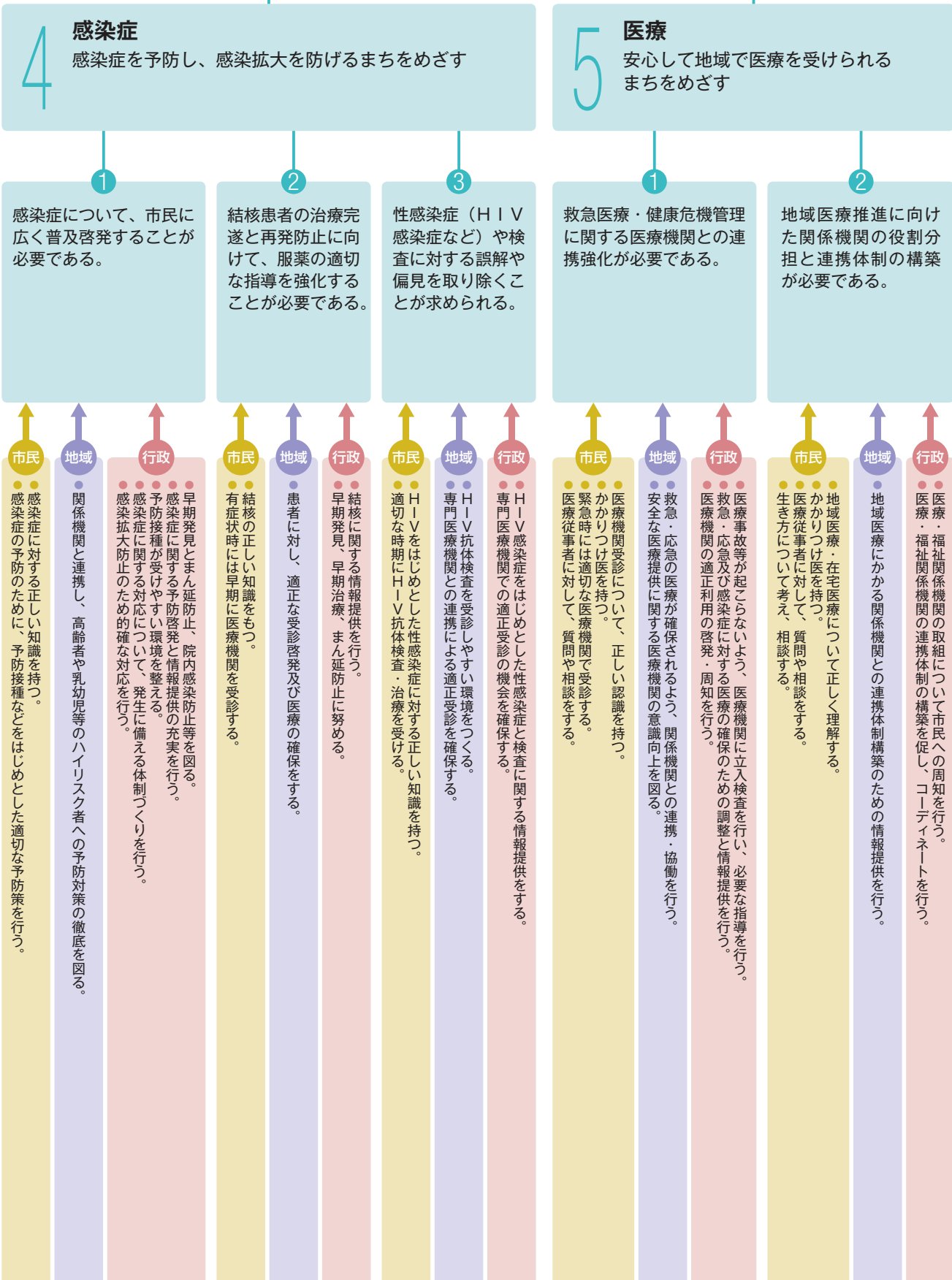


基本理念

目標

課題

取組方向



安心

基本理念

目標

課題

取組方向

6 薬物
薬物による健康被害のないまちをめざす

1

薬についての知識や乱用薬物に関する知識を普及啓発することが必要である。

2

毒物及び劇物を取扱う業者に対する立入監査を充実し、安全管理を徹底させることが必要である。

市民

- 薬や健康食品などに対する正しい知識を持つ。
- 違法性のある薬物に対する知識を高める。
- 身近で違法性のある薬物の汚染を知った時は、公的機関に相談する。
- かかりつけ薬局を持つ。

地域

- 薬物乱用防止教室の講師を育成する。
- 四日市市薬物乱用防止対策協議会と連携して、市内各地区で民間主体の薬物乱用防止を啓発する組織づくりを行う。
- 薬物乱用防止のための組織づくりの統括及びマネージメントを行う。
- 薬物に対する知識向上のための情報提供を行う。

行政

- 薬局及び医薬品販売業に対して適切な指導を行う。
- 薬物乱用防止のための組織づくりの統括及びマネージメントを行う。
- 薬物に対する知識向上のための情報提供を行う。

市民

- 毒物及び劇物取締法に係る薬物（洗剤や農薬等）に対する知識を持つ。

地域

- 毒物及び劇物取締法に係る薬物の取扱時に対する理解（盗難・紛失・漏洩防止も含む）を深め、適正に管理をする。

行政

- 毒物及び劇物を扱う業者への講習会の開催
- 毒物及び劇物を扱う業者に対し、計画的な立入監査と指導を行う。
- 事故発生後の被害拡大を防止する。

7 生活衛生・動物
安全で、衛生的に暮らせるまちをめざす

1

生活衛生についてのモラルの向上とルールの徹底が求められる。

2

飼い主のモラルの向上を図り、犬による咬傷事故を防止する必要がある。

市民

- 生活衛生に関する正しい知識を持つ。

地域

- 四日市市生活衛生関係組合と連携し、生活衛生向上の啓発を行う。

行政

- 生活衛生にかかる営業について衛生水準の確保と向上を図る。

市民

- 動物を適正に、かつ終生にわたって飼養する。

地域

- 犬の管理や飼い主のモラル向上のため、動物愛護推進員や獣医師会との連携による啓発を行う。

行政

- 野犬等を捕獲することにより、咬傷事故の減少を図る。
- 狂犬病発生防止に努める。
- 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬が適正に管理されるため犬の管理方法等の啓発を実施する。
- 処分数減少をめざすため、子犬に加え、成犬譲渡を実施する。

8 食品の安全
安全・安心な食生活をいとなめるまちをめざす

1

食品衛生についてのモラルの向上とルールの徹底が求められる。

2

食品の安全確保に向けた検査体制の確保が求められる。

市民

- 消費者として食品の安全に関する正しい知識を持つ。
- 購入時に食品表示を見るよう努める。
- 食中毒予防を行う。

地域

- 四日市市食品衛生協会と連携し、飲食店等における食品衛生の確保をより強化する。

行政

- 「四日市市食品衛生監視指導計画」に基づき監視・指導を行い、食品に関する事故を未然に防ぐ。

市民

- 食品の流通・加工に対する知識を持つ。

地域

- 食の提供者自身がHACCPなどにより、食品の流通・加工を適切に管理し、食品の安全性を確保できるよう支援する。

行政

- 安全な食品の流通を確保するため、食品にかかる検査を行う。

計画の推進にあたって

市民一人ひとりの意識の高揚

健康で安心して暮らせるまちづくりのためには、市民一人ひとりの健康に関する意識が高まることが不可欠であり、市が持つ健康や安全に関する情報を迅速かつ的確に発信する体制を整えていきます。

地域社会における推進体制

① 関係機関との緊密なネットワークづくり

保健所運営協議会をはじめとする諮問機関等の体制を充実し、連絡を密にしながら取組の充実を図ります。

② 地域主体の取組への支援

健康づくりの分野で活動している団体、組織などと情報共有できる場を設け、その共同体を母体として地域主体の健康づくり活動の展開を促します。

行政における推進体制

① 健康危機管理体制の構築

保健所内はもちろん、市役所全体及び関係機関と連携して、非常時への対応が図られるよう、危機管理マニュアルを整備し、相互に把握しておくなど危機管理体制を整えます。

② コーディネートできる体制づくり

地域が主体となった健康づくりの取組に対し、行政はコーディネートする役割が重要になります。関係機関をコーディネートできるよう、職員の意識改革を行い、スキルアップを図ります。

計画の進行管理

この計画の基本理念や目標は、四日市市業務棚卸表と整合性をもつため、毎年事業の実施状況を把握するとともに、「成果指標」と「活動指標」についての現状把握と分析、取組方法の検討、保健所運営協議会において評価を行い、目標達成に向けて計画を推進します。

この計画は、国や県の動向なども考慮にいれ、必要に応じて見直しを行っていきます。

四日市市健康づくり計画(平成22年度～平成24年度)

発行／四日市市健康部

発行年月／平成22年3月

編集／四日市市健康部 四日市市保健所 健康総務課

〒510-0085 四日市市諏訪町2番2号

TEL 059-354-8281 FAX 059-353-6385

[E-mail] kenkousoumu@city.yokkaichi.mie.jp